

令和7年度における放置自動車の処理に関する調査結果について

1. 放置自動車の処理状況

平成16年度から令和7年度の大阪府域における放置自動車の処理状況の推移は表1及び図1-1のとおりです。また、直近5年の同推移は図1-2のとおりです。令和5年度に行政撤去台数が急増しているのは、大阪府の1所属において放置場所から集めて保管していた自動二輪車（約170台）を一斉に処理したためで、処理状況の推移は全体としては横ばいです。

表1 処理状況の推移（大阪府域）

実績年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
確認台数	4,993	4,839	4,309	2,293	1,227	1,185	955	746	639	388	323
行政撤去台数	3,116	2,753	2,471	1,018	591	586	459	355	293	152	157
自主撤去台数	1,550	1,647	1,709	1,383	724	504	386	388	305	234	143
実績年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
確認台数	315	306	241	270	223	212	146	107	105	100	116
行政撤去台数	145	128	98	89	73	75	59	49	235	46	23
自主撤去台数	183	125	146	151	106	115	73	34	44	50	60

※消失する車両があること、年度を超えて処理される車両があることから、同一年度内の行政撤去台数と自主撤去台数の和は確認台数と一致しない。

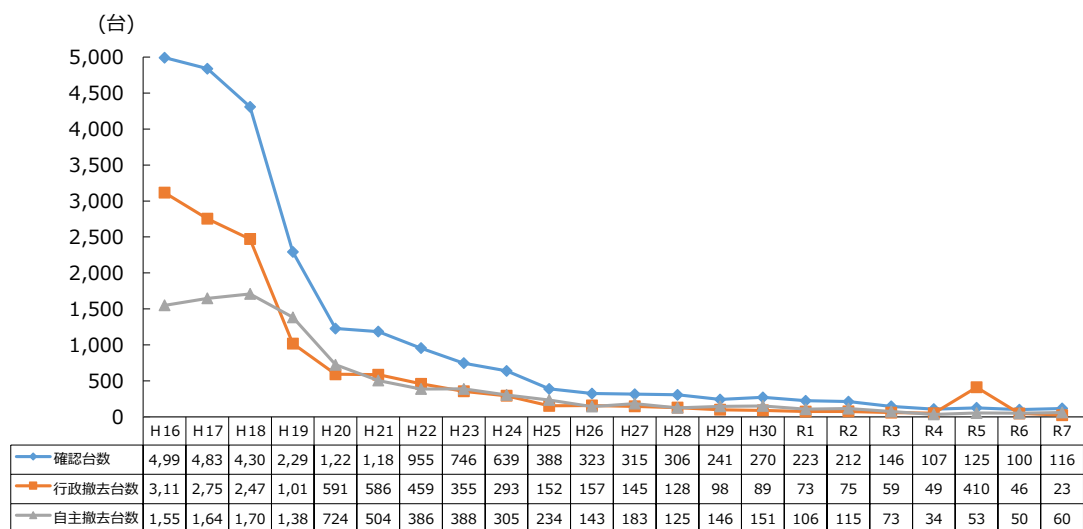


図1-1 放置自動車の処理状況の推移（大阪府域）

※消失する車両があること、年度を超えて処理される車両があることから、同一年度内の行政撤去台数と自主撤去台数の和は確認台数と一致しない。

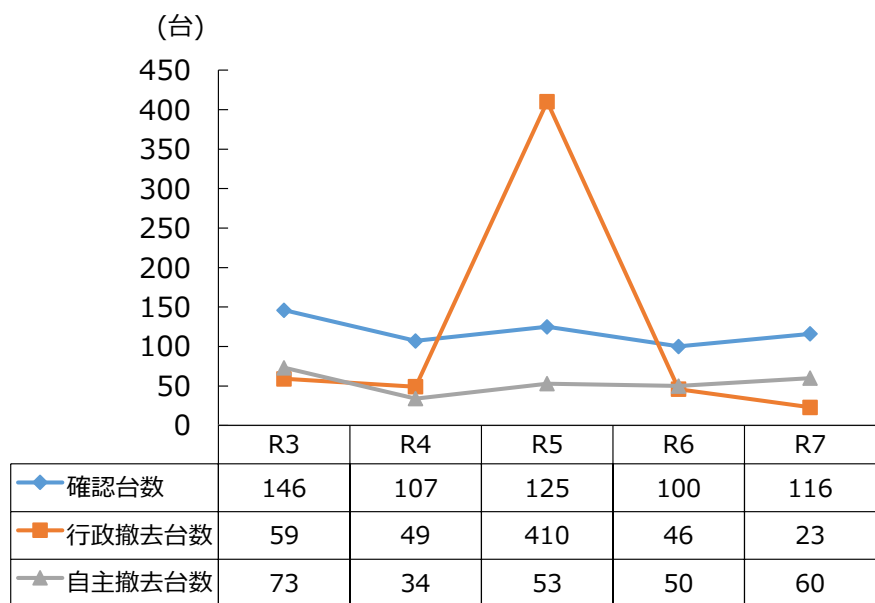


図 1 - 2 直近 5 年間の放置自動車の処理状況の推移（大阪府域）

※消失する車両があること、年度を超えて処理される車両があることから、同一年度内の行政撤去台数と自主撤去台数の和は確認台数と一致しない。

2. 府の所有地及び管理地における放置自動車の処理状況

平成 16 年度から令和 7 年度の大阪府の所有地及び管理地における放置自動車の処理状況の推移は表 2 及び図 2 - 1 のとおりです。また、直近 5 年の同推移は図 2 - 2 のとおりです。

表 2 処理状況の推移（府の所有地及び管理地）

実績年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
確認台数	514	580	595	350	163	135	77	79	84	43	61
行政撤去台数	117	127	149	62	34	32	6	28	14	16	37
自主撤去台数	222	268	341	276	133	96	34	48	43	44	21
実績年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
確認台数	48	31	32	27	36	19	14	17	20	24	43
行政撤去台数	20	14	4	1	2	5	6	3	175	1	1
自主撤去台数	31	19	27	16	12	21	18	7	9	19	23

※消失する車両があること、年度を超えて処理される車両があることから、同一年度内の行政撤去台数と自主撤去台数の和は確認台数と一致しない。

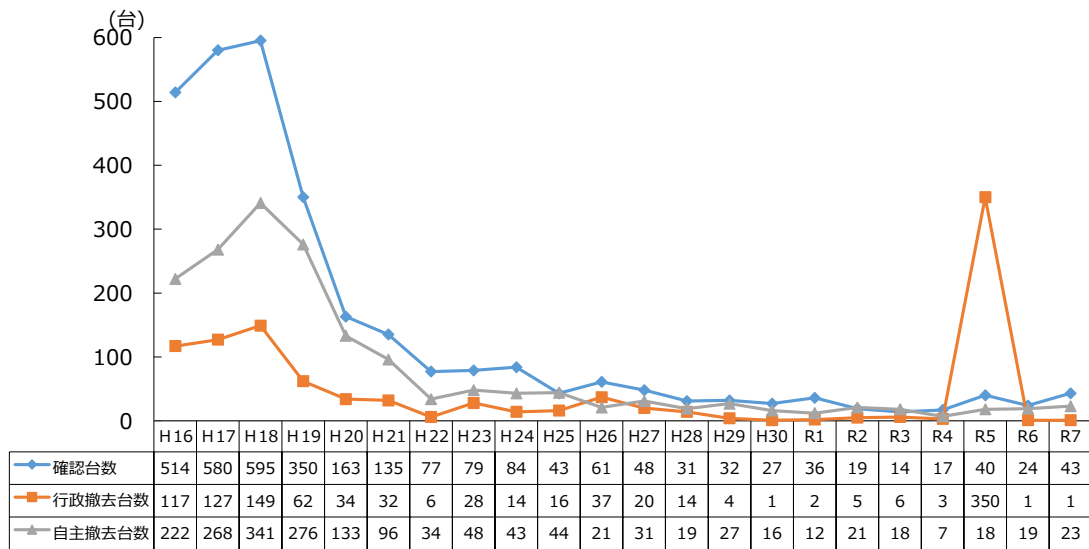


図2-1 放置自動車の処理状況の推移（府の所有地及び管理地）

※消失する車両があること、年度を超えて処理される車両があることから、同一年度内の行政撤去台数と自主撤去台数の和は確認台数と一致しない。

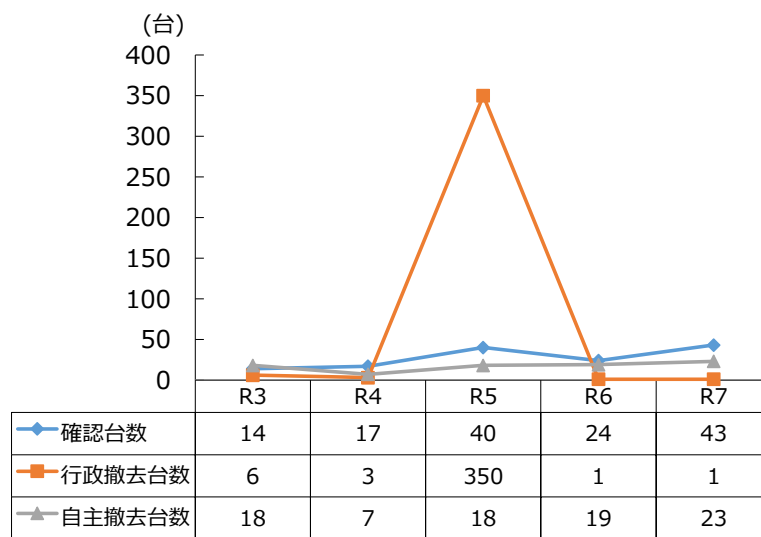


図2-2 直近5年間の放置自動車の処理状況の推移（府の所有地及び管理地）

※消失する車両があること、年度を超えて処理される車両があることから、同一年度内の行政撤去台数と自主撤去台数の和は確認台数と一致しない。

3. 放置場所の内訳

令和7年度の放置場所の内訳は表3、図3-1及び図3-2のとおりです。

表3 放置場所の内訳

放置場所	大阪府域		府の所有地及び管理地	
	台数（台）	割合（％）	台数（台）	割合（％）
公道敷	66	57	3	7
河川敷	0	0	0	0
公園施設	13	11	11	26
公営住宅敷地	12	10	11	26
山林（林道）	1	1	0	0
港湾施設	16	14	16	37
その他	8	7	2	5
合計	116	100	43	100

※「割合（％）」は小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

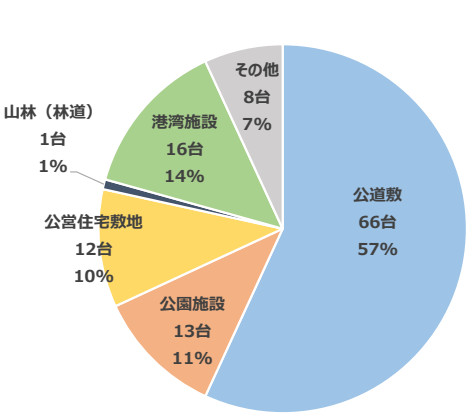


図3-1 放置場所の内訳（大阪府域）

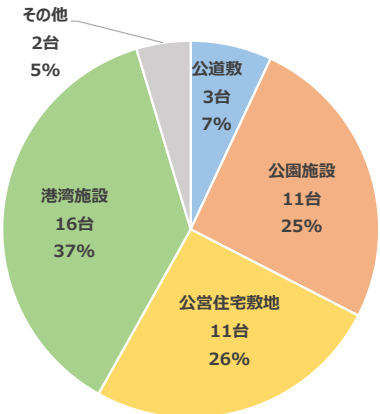


図3-2 放置場所の内訳（府の所有地及び管理地）